

事故報告書について

事業所内で事故・感染症が発生した場合、台東区に事故報告書の提出をお願いします。

1. 報告の手順

- (1) 事故が発生した場合、ただちに家族に連絡し、速やかに区に報告書（終結していなくても）を提出して下さい。
- (2) 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等より迅速な手段で区に連絡して下さい。
※緊急を要するものとしては、死亡事故、離設、感染症、苦情に発展する可能性があるもの等。
- (3) 終了した際は速やかに必ず最終報告書を提出して下さい。なお、経過が長引く場合は途中経過の報告書も提出してください。

2. 事故の範囲

事業所の責任の有無にかかわらず、介護サービス提供中に発生したもの（介護保険外の宿泊サービス等も含む）について報告して下さい。

- (1) 利用者が外傷等、身体状況に変化があり医師の診察が必要と思われる場合
※身体状況の変化には精神的被害を受けた場合を含む。
※原因が特定できない場合も提出して下さい。
- (2) 事業所に原因があり、利用者に影響を及ぼすと思われる場合
※個人情報流出、離設、異食等含む。
※薬剤関係の事故は指示通りに与薬できなかった場合はすべて事故報告の対象です。（誤薬、未薬、落薬等）
- (3) 事業所に感染症（結核、新感染症を含む）、食中毒又は疥癬が発生した場合
※上記以外の感染症に関しては施設内で複数人発生した場合に提出して下さい。（インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス感染症〔COVID-19〕等）
- (4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故等で利用者（職員も含む）に影響がみられた場合
- (5) 利用者が経済的損失を受けた場合
- (6) 利用者が加害者となった場合
- (7) 事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合
- (8) 事業所職員等の法令違反、不祥事等があった場合
- (9) その他、区が報告の必要があると判断した場合（例：サイバー攻撃による情報流出等）
※医師による判断や診断が必要ないと事業所が判断し、受診しなかった場合や、老衰・病気等で死亡し、家族、関係者も了解されている場合は報告の必要はありません。

3. 報告書書式

台東区のホームページから報告書、記入例のダウンロードが出来ます。

台東区ホームページ> 健康・福祉 > 高齢・介護 > 介護サービス事業者共通 > 介護
保険 事故報告書

介護保険課 事業者担当

電話：5246－1244